

## 韓国観光誘客促進PR事業業務 公募型プロポーザル仕様書

### 1 趣旨・目的

富山県では、日韓観光振興協議会の富山県開催（令和5年12月開催）の成果を活かし、韓国市場からの年間を通じたさらなる誘客の推進に取り組むこととしている。

インバウンド誘客のためには、現地旅行事業者やメディア等への継続的なセールスが重要であることから、富山県の認知度と関心を高め、富山県への旅行客の拡大を図るため現地に観光レップを設置し、旅行事業者等に対するセールス活動や最新情報の提供、プロモーション活動を実施するもの。

### 2 事業内容

韓国の現地旅行事業者やメディア等に対し、効果的に観光誘客促進を行う観光レップの設置について提案すること。

#### (1) 現地旅行事業者との連絡調整、セールス

- ① 本県を訪れる旅行商品の造成及び送客を促すセールス活動。目安として、
  - ・ 1か月に5社以上へコンタクト及びフォローアップを行い、新規連携先の開拓にも努めること。（具体的なセールス先について提案すること）
  - ・ 現地旅行事業者により富山県内観光地への旅行商品を年に5商品以上造成すること。
- ② 訪日旅行商品や旅行業界のトレンド等に関する情報収集
- ③ 本県への送客に意欲的又は有力な旅行事業者のリストの作成
- ④ 旅行事業者を対象とした勉強会又はイベントの開催（形式や会場、進め方、回数等について提案すること。）

#### (2) 現地メディアとの連絡調整及び情報発信

- ① メディア露出のための連絡調整及び情報発信。目安として、1か月に3媒体以上へコンタクトし、新規連携先の開拓にも努めること。（具体的な媒体について提案すること）
- ② メディアからの資料提供依頼や問合せ等への対応
- ③ 富山県の観光資源の魅力を伝える上で有力なメディアのリストを作成
- ④ SNS等を活用した効果的な情報発信を提案すること。

#### (3) 韓国市場の情報収集

下記に関する情報を1か月に5件以上収集すること。

- ① 訪日旅行の動向及び見通し、周辺市場との比較及び韓国市場の優位性
- ② 旅行・航空・クルーズ業界の動向、訪日旅行等に関する新聞・雑誌・インターネット記事

- ③ 他都道府県の活動状況（PR広告の状況、観光説明会や物産展、イベントの開催等）の情報収集
- ④ 出国先の国別出国者数

#### **(4) 本県の観光プロモーション事業への協力、プロモーション方針の提案**

- ① 富山県のプロモーション事業実施に係る相談対応・提案
- ② 富山県関係者の韓国訪問時のアポイントメント取得、随行、通訳等の現地活動支援（年3回程度）
- ③ 上記②に係る観光関係資料の翻訳、富山県観光ウェブサイト（とやま観光ナビ 韓国語版）のネイティブチェック

#### **(5) 月次報告書、実績報告書の作成**

- ① 毎月15日までに、前月実施した活動内容（現地旅行事業者、メディアへのセールス活動記録、現地市場の情報収集や分析等）をまとめ報告すること。メディアへの露出についてはコピーを添付すること。
- ② 年度末に年間の活動実績のほか、今後の誘客に資する提案も含めた実績報告書を提出すること。
- ③ 毎月定例の報告以外でも、富山県から問い合わせがあった場合、都度、活動状況を報告すること。
- ④ 報告は日本語で作成すること。

### **3 事業報告**

事業結果について報告書としてとりまとめ、県に提出するものとする。

### **4 事業期間**

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### **5 その他**

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損

害の賠償を行うものとする。

- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。